

申請者向けQ&A (新潟市タクシー事業者等緊急支援事業)

●制度について

Q 支援金は全ての交付対象者にいきわたる額を確保しているか？予算の範囲内とはいくらか？

A 事前調査し、不足のない額で予算を計上しています。

Q 支援金の使途は限定されるのか？

A 使途は限定していません。

●交付対象について

Q 令和4年4月と5月の運行回数が0回でも交付対象になるのか？

A 対象となります。

Q 「市内に乗降可能な停留所を複数もつ」とは、どの様な状況のことを指すのか？

A 市内に連続した2箇所以上の停留所を有している場合を指します。

Q タクシー事業に、福祉タクシーは含まれるのか？

A 含まれます。

Q 会社で保有している全車両分を申請して良いか？

A 交付対象となるのは、市内での運行に使用している車両のみです。

Q 新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う「特例休車」車両は支援対象となるか？

A 令和3年10月4日～令和4年3月31日に「特例休車」扱いとしていた車両は対象外となります。

ただし、この期間中、一時的に休車を解除した車両は支援対象とします。

なお、特例休車を実施した事業者は登録番号、車台番号、休車期間が記載された休車リスト(任意様式)追加で添付願います。

Q デマンド交通に供している場合の考え方は？

A デマンド交通は道路運送法第4条の許可を得て運行しているため、デマンド交通に供している車両1車両につき10万円を交付します。

Q 旅行事業者緊急支援事業の対象となっている場合、本事業でも交付対象となるのか。

A 新潟市タクシー事業者等緊急支援事業実施要綱第3条により、交付対象はいずれかとなります。

●申請方法について

Q 貸切バス事業のみの場合、様式第1号は提出する必要があるか。

A 必要ありません。ただし、貸切バス事業と乗合バス事業などの他事業を運営している場合は、様式第1号、様式2号の両方が必要となります。

Q バス事業とタクシー事業の両方を営んでいる場合、両方もらえるのか？

A 両方支援の対象となります。

Q 自動車検査証の写しは、会社で保有している全車両分を添付する必要があるのか？

A 加算額を申請する対象車両の自動車検査証について全車両分添付してください。

Q 古い自動車検査証を添付して良いか？

A 申請日時点で最新の自動車検査証を添付してください。

Q 市内を運行する、故障時における代替車両としての予備車両は対象となるか？

A 市内を運行する車両であれば対象となります。

Q 運行回数（輸送回数）のカウント方法について詳しく教えてください。

A 運行回数については、運輸支局に届け出る輸送実績報告に準拠してください。

Q ネットバンクを利用しているため、通帳の写しが添付できません。

A 通帳の写しの代わりに、振込先口座の情報が確認できる書類（キャッシュカードの写しなど）を添付してください。

Q 申請からどの位で振り込まれるか？

A 概ねの日数として3週間程度を見込んでいますが、迅速な処理に努め、できるだけ短縮を図ります。